

## 改正最低賃金法関連省令の主な改正事項

- 1 最低賃金額以上の賃金の支払義務に係る規定の適用についての換算方法の見直し（現行の最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号。以下「規則」という。）第3条関係）

最低賃金額の表示単位を時間額に一本化することに伴い、労働者の賃金と当該労働者に適用される最低賃金額との比較をするための換算方法の規定のうち、最低賃金額の日、週又は月額に係る部分を削除するもの。

- 2 最低賃金の減額率の設定（新設）

最低賃金の適用除外措置に係る規定を廃止し、新たに減額措置に係る規定を設けることに伴い、最低賃金の支払下限額等に関する現行の運用を踏まえ、最低賃金の減額率を定めるもの。

- 3 最低賃金の減額措置の対象となる労働者の規定の見直し（規則第4条関係）

最低賃金額の表示単位を時間額に一本化することに伴い、「所定労働時間の特に短い者」に係る規定の削除等をするもの。

- 4 労働協約拡張方式の最低賃金に係る規定の削除（規則第8条から第11条の3まで関係）

労働協約拡張方式の最低賃金を廃止することに伴い、当該最低賃金の申請手続等に関する規定を削除するもの。

- 5 その他

最低賃金の減額措置に係る申請様式の改正等その他の規定の整備を行うもの。